下水道法による
特定施設届出のしおり

三郷市　建設部　下水道課

目　次

ページ

１．　届出の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２～４

２．　届出に必要な書類の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３．　届出書の提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

４．　事業者の義務（届出以外）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

５．　行政権限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

６．　水質測定頻度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

７．　罰則一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

８．　水質汚濁防止法との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

９．　届出書等の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

１０．届出様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１

１１．別紙添付様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１

１２．参考資料（下水道排除基準一覧表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９

１． 届出の概要

下水道は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため欠かすことのできない施設です。もし、工場・事業場から排水基準を超える下水がそのまま排除されると、下水道管の損傷や、下水道処理場の機能低下など、色々な悪影響が起こる恐れがあります。

そのため、下水道法では「特定施設」（※１）と指定した施設の設置や下水道接続をする際に届出をするよう義務付けて、下水道管や処理場への悪影響を防ぐようにしています。

届出が必要となるのは

①１日に50㎥以上の排水量がある

②排除基準を超える水質の排水がある

③水質に関わらず「特定施設」を設置（下水道に接続）する

④その他届出内容の変更を行う

に該当する場合です。

届出の対象、必要な書類を次ページ以降のフローと一覧より確認し、記入例を参考に届出書類と添付資料を作成してください。

※１　下水道法上の特定施設は以下のとおり

（１）水質汚濁防止法別表第１に規定する特定施設

人の健康を害するおそれのあるもの、又は生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、水質汚濁防止法施行令で定められています。

（２）ダイオキシン類対策特別措置法別表第２に規定する水質基準対象施設

ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で定められています。

(1) これから下水道を使用する場合

- 一日に最大 50 ㎥以上の汚水を排出する場合
- 下水排除基準を上回る汚水を排出する場合(基準 P47)

→ あらかじめ → ＜様式第 4＞ 公共下水道使用開始（変更）届

- 特定施設設置者が実際に下水道へ排水しようとする場合

→ あらかじめ → ＜様式第 5＞ 公共下水道使用開始届

(2) 新しく特定施設の届出をする場合

- 下水道の処理区域内に特定施設を設置しようとする場合

→ あらかじめ → ＜様式第 6＞ 特定施設設置届出書

受理後 60 日間の実施制限

- 下水道の処理区域内の既存の施設が、特定施設に指定された場合
- 既存の特定施設が、下水道の処理区域となり、新たに接続した場合

→ その日から 30 日以内 → ＜様式第 7＞ 特定施設使用届出書

(3) (2)により届出した特定施設の変更等をする場合

「特定施設」に関する届出事項を変更しようとするとき ・特定施設の構造・使用方法 ・処理施設の構造・処理方法	あらかじめ	＜様式第 8＞ 特定施設の構造等変更の届出書 **受理後 60 日間の実施制限**
「申請者」に関する届出事項に変更があったとき ・代表者氏名の変更 ・申請者所在地の変更	その日から 30 日以内	＜様式第 10＞ 氏名変更等の届出
特定施設の使用を廃止したとき	その日から 30 日以内に	＜様式第 11＞ 特定施設使用廃止届出書
特定施設を譲り受け又は借り受けたとき（承継）	その日から 30 日以内に	＜様式第 12＞ 承継届出書

＜参考＞

公共下水道管理者に特定施設の設置又は構造変更に係る届出書を提出し受理された場合には、「様式第９　受理書」が交付されます。

２．届出に必要な書類の一覧

必要書類等 ＼ 届出の種類	記入例	所定様式 ＼ 該当条文	下水道の使用開始 第11条の1、2	特定施設の設置 第12条の3第1項	特定施設の使用 第12条の3第2,3項	特定施設の構造等変更 第12条の4	氏名変更等 第12条の7	特定施設の使用廃止 第12条の7	承継 第12条の8
公共下水道使用開始(変更)届	—	様式第４	◎						
公共下水道使用開始届	P12	様式第５	◎	○	○				
特定施設設置届出書	P14	様式第６		◎					
特定施設使用届出書	—	様式第７			◎				
特定施設の構造等変更届出書	—	様式第８				◎			
特定施設の構造	P16	別紙１		◎	◎	○			
特定施設の使用の方法	P18	別紙２		◎	◎	○			
汚水等の処理の方法	P20	別紙３		◎	◎	○			
下水の量及び水質	P22	別紙４		◎	◎	○			
用途別用水使用量	P24	別紙５		◎	◎	○			
氏名変更等届出書	—	様式第１０					◎		
特定施設使用廃止届出書	—	様式第１１						◎	
承継届出書	—	様式第１２							◎
事業場付近の見取り図	P26	任意		◎	◎	○			
事業場の建物の配置図	P26	任意		◎	◎	○			
特定施設等主要機器の配置図	P27	任意		◎	◎	○			
特定施設の構造図	P27	任意		◎	◎	○			
特定施設の操業系統図	P28	任意		◎	◎	○			
汚水処理施設の構造図	P28	任意		◎	◎	○			
汚水処理の系統図	P29	任意		◎	◎	○			

注） 1　◎は必須書類、○は必要に応じて添付する書類です。
2　これらの届出の用紙は、下水道課窓口と三郷市ホームページに準備してあります。
3　届出書に添付する図面等は、届出書の大きさ（A4)に折り、左とじにしてください。
4　これらの届出書類は、正本１部とその写し２部を提出してください。
5　特定施設の設置及び特定施設の構造等の変更届が受理されたときには、受理書が交付されます

３．下水道法に基づく届出書の提出先

三郷市　建設部　下水道課　計画管理係

〒341-8501　埼玉県三郷市花和田648番地1

TEL：048-953-1111（代表）　FAX：048-953-8982

E-mail:gesuidou@city.misato.lg.jp

４．事業者の義務

⑴ 排除基準の遵守

下水道に下水を排除する際は、排除基準を順守した上で流さなくてはいけません。下水道管自体を傷めるものや、終末処理場で処理に悪影響を与える物質などは排除基準が定められており、それを満たさず流すことで下水道管・下水処理場に不具合を生じさせる恐れがあります。

また、特定施設の場合、いくつかの項目については重要な基準として、直罰基準となっています。

⑵ 下水の水質の測定・記録保存

特定施設設置者は、「下水の水質の検定方法に関する省令」に規定する検定の方法で、次ページの表のとおりの頻度で下水の水質を測定し、その結果は、様式第13の記録表(P38参照)により記録し、５年間保存しなければなりません。

⑶ 報告書の提出

公共下水道管理者から、事業場の状況や下水の水質に関して、必要な報告を求められたら、その報告書を提出しなければなりません。

⑷ 事故時の措置

特定事業場から、有害物質又は油を含む下水が排出される事故が発生したときには、直ちに応急の措置を講ずるとともに、公共下水道管理者に届け出なければなりません。

５．行政権限

下水道施設の損傷を防止し、公共用水域の水質汚濁を防止するために、事業者や下水道の使用者に対し公共下水道管理者には、次のような行政権限が認められています。

① 計画変更、廃止命令 （下水道法 第１２条の５）
② 排水設備等の立入検査（第１３条）
③ 処理区域内の使用の制限（第１４条）
④ 損傷、汚濁原因者、工事に対する負担金の請求(第１８条、第１８条の２、第１９条)
⑤ 行為の制限（第２４条、第２９条）
⑥ 改善命令（第３７条の２）
⑦ 監督処分（第３８条）
⑧ 報告の徴収 （第３９条の２）

６． 水質測定頻度

下水の水質測定

項目	頻度
温度、pH	最低　　１日に１回
BOD	最低　１４日に１回
その他	最低　　７日に１回

７． 罰則一覧

排除基準、各種届出、報告の徴収等に違反した者や、下水道管理者の改善命令、監督処分等に応じなかった者に対しては、以下の表のとおり罰則が定められています。

<table>
<tr><th>違反内容</th><th>罰則</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>〇計画変更命令違反
〇改善命令違反
〇監督処分違反</td><td>１年以下の懲役又は100万円以下の罰金</td><td>法第46条</td></tr>
<tr><td>〇排除基準違反</td><td>6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金</td><td>法第46条の2第1項</td></tr>
<tr><td>〇事故時の措置命令違反</td><td>6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金</td><td>法第46条の2第1項第2号</td></tr>
<tr><td>〇過失による排除基準違反</td><td>3ヶ月以下の禁錮又は20万円以下の罰金</td><td>法第46条の2第2項</td></tr>
<tr><td>〇特定施設の設置又は構造等変更の変更届で義務違反</td><td>3ヶ月以下の禁錮又は20万円以下の罰金</td><td>法第47条の2</td></tr>
<tr><td>〇その他の違反</td><td>20万円以下の罰金</td><td>法第49条</td></tr>
<tr><td colspan="3">・下水道使用開始届、特定施設使用届の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
・特定施設に関する実施の制限に違反した場合
・水質測定義務に関し、水質測定の記録をせず、又は虚偽の記録をした場合
・立入検査を拒み、妨げ又は忌避をした場合
・報告の徴取に関し、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合</td></tr>
</table>

８．水質汚濁防止法との関係

特定施設は、水質汚濁防止法（越谷環境管理事務所）と下水道法（市役所）にそれぞれ届出が必要です。

(1) 下水道の処理区域内に、新しく特定施設を設置する場合

越谷環境管理事務所へは、水質汚濁防止法の「特定施設設置届」を提出し、市の下水道担当窓口へは、下水道法の「特定施設設置届」をそれぞれ工事着手の60日前までに提出してください。同時に下水道の使用を開始する場合は、更に「公共下水道使用開始届」を提出してください。

※ 内容審査が終了していれば60日という期間は短縮される場合があります。詳しくは市の下水道担当窓口へお問い合わせください。

(2) 下水道への接続以前から水質汚濁防止法による特定施設の届出をしている事業者の場合

越谷環境管理事務所へ水質汚濁防止法の「特定施設の構造等変更届」を工事着手の60日前までに提出し、市の下水道担当窓口へは下水道法の「公共下水道使用開始届」をあらかじめ、また、「特定施設使用届」下水道の使用を開始した日から30日以内に提出してください。

(3) 既にある施設が新たに特定施設に指定された場合

越谷環境管理事務所へは水質汚濁防止法の「特定施設使用届」を、また、市の下水道担当窓口へは、下水道法の「特定施設使用届」を、特定施設に指定された日から30日以内にそれぞれ提出してください。

公害防止管理者は、下水道に接続しても継続して選任してください。

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、公害防止管理者等の選任していた事業場においては、公害防止管理者等が条例による水質管理責任者として引き続き責任を持って、事業場内の汚水処理施設及び下水道に排除する排水の管理を行ってください。

水質汚濁防止法の書類提出先一覧

環境部　越谷環境管理事務所　大気水質担当
〒343-0813　埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-82　埼玉県越谷合同庁舎
TEL：048-966-2311（代表）

９．届出書等の記入例

以下に、主な届出書等の記入例を示します。他の届出については、ここに記載されているものを参考に記入してください。

掲載記入例

様式第５「公共下水道使用開始届」
様式第６「特定施設設置届出書」

（添付書類）
別紙１「特定施設の構造」
別紙２「特定施設の使用の方法」
別紙３「汚水等の処理の方法」
別紙４「下水の量及び水質」
別紙５「用途別用水使用量」

〈添付図面〉
図－１「工場又は事業場の付近の見取り図」
図－２「工場又は事業場の建物の配置図」
図－３「特定施設等主要機器の配置図」
図－４「特定施設の構造図」
図－５「特定施設の操業系統図」
図－６「汚水処理施設の構造図」
図－７「汚水処理の系統図」

〈保存書類〉
様式第１３「水質測定記録表」

(1) 公共下水道使用開始届（様式第５）

a 届出年月日

三郷市下水道課へ提出する日付を記入すること。

b 提 出 先

公共下水道管理者あてとすること。

c 申 請 者

個人営業の場合は、工場又は事業場の名称、営業者の住所・氏名・電話番号を記入すること。

法人の場合は、法人名・所在地・代表者氏名・電話番号を記入すること。

d 排除場所

汚水を下水道に排除する排水口(公共汚水桝)の位置を記入すること。

e 排水口数

汚水を下水道に排除する排水口(公共汚水桝)の数を記入すること。

f 開始年月日

下水道の使用開始予定年月日を記入すること。

g 特定施設の種類

特定施設の種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第１及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第２に掲げる号番号及び施設の名称を記入すること。

様式第５(第６条関係)

公　共　下　水　道　使　用　開　始　届

○年　○月　○○日

公共下水道管理者

三郷市長　　　　　　　　　あて

申請者

住所　　　　　　　　　三郷市花和田 648 番地 1

氏名又は名称及び法人に　　三郷クリーニング

あってはその代表者の氏名　　三郷　太郎

電話番号　　　　　　０４８−９５３−１１１１

次のとおり公共下水道の使用を開始するので、届け出ます。

排　除　場　所	敷地南側(No. 1) 敷地東側(No. 2)	排　水　口　数	２口
開　始　年　月　日	○年○月○○日	特定施設の種類	令別表第１　６７号 洗たく業の用に供する 洗浄施設

備考

１　「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第二に掲げる号番号及び名称を記載すること。

（２）特定施設設置届出書（様式第６）

a　届出年月日

三郷市下水道課へ提出する日付を記入すること。

b　提 出 先

公共下水道管理者あてとすること。

c　申 請 者

個人営業の場合は、営業者の住所・氏名・電話番号を記入すること。法人の場合は、法人名・本社の所在地・代表者氏名・電話番号を記入すること。

d　工場又は事業場の名称

届出に係る工場又は事業場の名称を記入すること。

e　工場又は事業場の所在地

届出に係る工場又は事業場の所在地を記入すること。

f　特定施設の種類

特定施設の種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第１（P32～39参照）及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第２（P40～41参照）に掲げる号番号及び施設の名称を記入すること。

様式第６(第８条関係)

特　定　施　設　設　置　届　出　書

○年　○月　○○日

公共下水道管理者
三郷市長　　　　　　　　あて

申請者
住所　　　　　　　三郷市花和田 648 番地 1
氏名又は名称及び法人に　　三郷クリーニング
あってはその代表者の氏名　　三郷　太郎
電話番号　　　　　０４８-９５３-１１１１

下水道法第１２条の３第１項（下水道法第２５条の１０において準用する同法第１２条の３第１項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	三郷クリーニング		
工場又は事業場の所在地	三郷市花和田648番地1		
特定施設の種類	令別表第１ 67号 洗たく業の用に供する洗浄施設	※整理番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり	※受理年月日	年　月　日
△　特定施設の使用の方法	別紙のとおり	※施設番号	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり	※審査結果	
△下水の量及び水質	別紙のとおり	※備考	
△用水及び排水の系統	別紙のとおり		

備考
　１　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
　２　※印の欄には、記載しないこと。
　３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。

（３）特定施設の構造（別紙１）

ａ 施設名（特定施設番号）

施設名は、「(2) 特定施設設置届出書 g 特定施設の種類」に同じ。

同一の構造のものが複数ある場合は、まとめて記入してもかまわない。

特定施設番号は、特定施設すべてに通し番号を付して記入すること。

添付図中の番号は、配置図等の添付図面と整合を取ること。

ｂ 型 式

カタログ等により、その設備のメーカー名、呼び名、型式、年式、形状等を記入すること。

ｃ 主要設備

その設備のタテ、ヨコ、奥行き等の主要寸法を記入すること。

ｄ 能 力

その設備の最大容量、時間当たり最大生産量、処理能力等代表的な数値を記入すること。

ｅ 設 置 数

その設備の設置台数を記入すること。

ｆ 工事着手予定・工事完成予定・使用開始予定年月日

設置届又は構造等変更届の場合、当該届出に係る特定施設の着手、完成、使用開始のそれぞれの予定年月日を記入すること。

なお、届出受理日から60日間工事実施制限期間があるので注意すること。また、届出の内容が相当であると認められた場合には、60日の実施制限を短縮することが認められる。

ｇ その他参考事項

その他届出に係る特定施設の構造について、参考となるべき事項があれば記入すること。

※ 構造等変更にあっては、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対照できるように記入すること。

別紙１

特定施設の構造

施設名：特定施設番号 (添付図中の番号)	洗浄施設：67号 (①～③)	洗浄施設：67号 (④～⑤)	( )
型式	クリーン工業（株） 全自動洗濯機 WW300	（株）ドライ産業 全自動ドライ機 DD500	
主要寸法	縦181cm 横133cm 奥行130cm	縦177cm 横145cm 奥行188cm	
能　力	１００リットル ２７ｋｇ／回	９０リットル ２０ｋｇ／回	
設置数	３ 台	２ 台	
工事着手予定年月日 工事完成予定年月日 使用開始予定年月日	○○年○月○日 ○○年○月○日 ○○年○月○日	○○年○月○日 ○○年○月○日 ○○年○月○日	年　月　日 年　月　日 年　月　日
その他参考事項			

関連図面：図－１「付近の見取り図」　図－２「建物の配置図」
図－３「特定施設等主要機器の配置図」　図－４「特定施設の構造図」

（4）特定施設の使用の方法（別紙２）

a 施設名（特定施設番号）

別紙１の記入方法に同じ。

b 使用時間

該当する特定施設の通常の状態における１日の使用開始時刻、終了時刻及び実使用時間を記入すること。

連続使用の場合は「連続」に ○ をし、断続運転の場合は何時間おきかを記入すること。

c 季節的変動の概要

該当する特定施設の使用にあたり、季節的変動がある場合には、その状況を簡略に記入すること。

d 原材料の種類、１日当たりの使用量及び使用方法

該当する特定施設を含む作業工程において、使用する全ての原材料（消耗資材を含む。）の種類、一日当たりの平均的使用量及び具体的な使用方法を記入すること。

e 排水・残渣等の種類及び処理方法

該当する特定施設から発生する排水や残渣の処理、処分方法について記入すること。

業者委託の場合は、その業者の名称及び連絡先電話番号を「その他参考事項」の欄に記入すること。

例：「汚水処理施設使用」、「無処理で下水道に排除」、「残渣は業者委託回収」

f その他参考事項

その他届出に係る特定施設の使用について、参考となるべき事項があれば記入すること。

※ 構造等変更にあっては、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対照できるように記入すること。

別紙２

特定施設の使用の方法

施設名：特定施設番号 （添付図中の番号）	洗浄施設：67号 （ ①～③ ）	洗浄施設：67号 （ ④～⑤ ）	（　　）
使用時間	９時から１８時まで 連続・ 時間ごと （９時間/日）	９時から１８時まで 連続・ 時間ごと （９時間/日）	時から　　時まで 連続・　　時間ごと （時間/日）
季節的変動の概要	３月～４月 約２０％増加	同左	
原材料の種類 １日当たり使用量 及び使用方法	衣類洗浄洗剤 ○×ワンショット　2kg 衣類洗浄溶材 △ソールD50　1kg	○○パーク （テトラクロロエチレン） 2kg	
排水・残さ等の種類 及び処理方法	汚水処理施設使用 （洗濯用阻集器）	汚水処理施設使用 （活性炭吸着器） 残さは業者へ委託して 産廃処理	
その他参考事項		残さ収集運搬・処理業者 「クリーン興業」 TEL０４８―○○○－	

関連図面：図－３「特定施設等主要機器の配置図」　　図－５「特定施設の操業系統図」

（５）汚水等の処理の方法（別紙３）

a　汚水処理施設名

事業場に設置している汚水処理施設の一般的な名称を記入すること。

b　工事着工予定・工事完成予定・使用開始予定年月日

汚水処理施設を新設・変更する場合、それぞれ該当する日付を記入すること。

c　汚水の処理方式

該当する汚水処理施設による汚水処理の方法の一般的な名称を記入すること。

d　種類・形式

該当する汚水処理施設の種類、型式を記入すること。

e　能 力

該当する汚水処理施設の最大容量、時間当たりの最大処理能力等代表的な数値を記入すること。

f　汚水処理施設の使用時間

汚水処理施設の通常の状態における１日の使用開始時刻、終了時刻及び実使用時間を記入すること。

g　季節的変動の概要

該当する汚水処理施設の使用にあたり、季節的変動がある場合には、その状況を記入すること。

h　汚水の処理に要する薬品等消耗資材の１日当たり用途別使用量

汚水等の処理に用いる薬品等があれば、その用途別の１日当たりの使用量を記入すること。

i　残渣の量及びその処理方法

汚水の処理によって生ずる汚泥等の１日当たりの種類別生成量とその処理の方法を具体的に記入すること。

j　排除場所

使用開始届で記載した排除場所の排水口と整合するように番号と概略の位置を記入すること。

k　その他の参考事項

当該汚水処理施設に接続する特定施設の通し番号を記入すること。

その他、汚水等の処理に関して参考になる事項があれば記入すること。

別紙３

汚水等の処理の方法

汚水処理施設名		洗濯用阻集器	活性炭吸着器	
工事着手予定年月日 工事完成予定年月日 使用開始予定年月日		○○年○月○日 ○○年○月○日 ○○年○月○日	○○年○月○日 ○○年○月○日 ○○年○月○日	年　月　日 年　月　日 年　月　日
汚水処理設備概要	汚水処理方式	スクリーン除去	活性炭吸着	
	種類・形式	網目スクリーン	（株）ピア機械 ＡＢＣ－１２３	
	能力	1cm×1cmメッシュ	２０リットル/時間	
汚水処理施設の使用時間		９時から１８時まで 連続・（３時間ごと） （３時間/日）	１０時から１８時まで （連続）・　時間ごと （８時間/日）	時から　時まで 連続・　時間ごと （　時間/日）
季節的変動の概要		なし	同左	
汚水の処理に要する薬品等消耗資材の１日当たり用途別使用量		○△パックホワイト 240ｍｇ	活性炭　１０ｋｇ/月 （月１回交換）	
残さの量及びその処理方法		３ｋｇ/月 産業廃棄物業者に委託	１０ｋｇ/月 産業廃棄物業者に委託	
排除場所		No.１　敷地南側	No.２　敷地東側	
その他参考事項		特定施設①～③の排水処理	特定施設④～⑤の排水処理	

関連図面：図－３「特定施設等主要機器の配置図」　図－６「汚水処理施設の構造図」
　　　　　図－７「汚水処理の系統図」

（６）下水の量及び水質（別紙４）

ａ 排水口番号

工場又は事業場から下水道に排除される全ての排水口に通し番号を付し、その番号を記入すること。

それ以下の項目は、排水口毎に、排水口における下水排除量及び水質に関する数値を記入すること。

ｂ 平均下水排除量／最大下水排除量

ｃ 平均下水水質／最大下水水質

工場又は事業場の一般的な操業状態における当該排水口からの１日当たりの平均及び最大の下水排除量並びにその水質汚染状態を記入すること。

水洗トイレの排水が合流する場合、当該水洗トイレの汚濁分は除いてよい。

また、水質汚染状態については、届出書に環境計量証明書を添付して、水質欄は「別添のとおり」と記入してもよい。

※ 公共用水域に排出される部分は、排水口の欄に（参考）と記入し、排水経路、排水の種別を摘要欄に記入すること。

別紙４

下水の量及び水質

排水口番号		敷地南側(No. 1)		敷地東側(No. 2)		(参考)
下水排除量　(m3／日)		平均	最大	平均	最大	下水排除
項　目		60	78	3	4	基　準
下 水 排 除 基 準 項 目	単位					許容限度
水温	℃					45 未満
アンモニア性窒素等含有量	mg/ l					380 未満
水素イオン濃度（ｐＨ）		7.0	7.2	8.0	8.5	5 超～9 未満
生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	mg/ l	26.0	33.0	44	50	600 未満
浮遊物質量（ＳＳ）	mg/ l	100.0	190.0	60	110	600 未満
ｎ－ヘキサン抽出物質含有量　鉱油類	mg/ l					5 以下
ｎ－ヘキサン抽出物質含有量　動植物油脂類	mg/ l	16.0	20.0	10.0	15.0	30 以下
窒素含有量	mg/ l					240 未満
燐含有量	mg/ l					32 未満
よう素消費量	mg/ l					220 未満
カドミウム及びその化合物	mg/ l					0.03 以下
シアン化合物	mg/ l					1 以下
有機燐化合物	mg/ l					1 以下
鉛及びその化合物	mg/ l					0.1 以下
六価クロム化合物	mg/ l					0.2 以下
砒素及びその化合物	mg/ l					0.1 以下
総水銀	mg/ l					0.005 以下
アルキル水銀化合物	mg/ l					不検出
ポリ塩化ビフェニル(ＰＣＢ)	mg/ l					0.003 以下
トリクロロエチレン	mg/ l					0.1 以下
テトラクロロエチレン	mg/ l					0.1 以下
ジクロロメタン	mg/ l					0.2 以下
四塩化炭素	mg/ l					0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/ l					0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/ l					1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ l					0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ l					3 以下
1,1,2－トリクロロエタン	mg/ l					0.06 以下
1,3－ジクロロプロペン	mg/ l					0.02 以下
チウラム	mg/ l					0.06 以下
シマジン	mg/ l					0.03 以下
チオベンカルブ	mg/ l					0.2 以下
ベンゼン	mg/ l					0.1 以下
セレン	mg/ l					0.1 以下
ほう素及びその化合物	mg/ l					10 以下
ふっ素及びその化合物	mg/ l					8 以下
フェノール類	mg/ l					5 以下
銅及びその化合物	mg/ l					3 以下
亜鉛及びその化合物	mg/ l					2 以下
鉄及びその化合物（溶解性）	mg/ l					10 以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/ l					10 以下
クロム及びその化合物	mg/ l					2 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/l					10 以下

（７） 用途別用水使用量（別紙５）

ａ 用途区分

当該届出に係る工場又は事業場の特定施設ごと及び一般工場用水、事務所系用水に区分し、その区分名を記入すること。

ｂ 平均・最大用水量

当該用途区分ごとに、１日当たりの通常及び最大の用水量を記入すること。

ｃ 水源種別

当該用途区分ごとの取水状況について、上水道・地下水等の種別を記入すること。

（８） その他参考事項（別紙５）

ａ 業種名

事業場で行う業務について、日本標準産業分類を参考に記入すること。

ｂ 創業年月日

当該事業の創業年月日を記入すること。

ｃ 資本金

単位は万単位で記入すること。なお、個人事業の場合は「個人」と記入すること。

ｄ 従業員数

当該事業場の従業員数を記入すること。

ｅ 主要製品名

事業の主たる業務内容を記入すること。

ｆ 操業時間・休業日

操業開始及び操業終了の時刻を記入し、休業日等を記入すること。

ｇ 水質管理責任者

届出内容について担当者の部署、氏名及び電話番号を記入すること。

別紙５

用途別用水使用量

用途区分	平均用水量(㎥/日)	最大用水量(㎥/日)	用水種別
洗濯業務用水	63	81	上水道・地下水 その他(　　　　)
事務所生活用水	5	8	上水道・地下水 その他(　　　　)
			上水道・地下水 その他(　　　　)
			上水道・地下水 その他(　　　　)
合計			

その他参考事項

業　種　名	クリーニング業	創業年月日	20××年　4月　1日
資　本　金	1,000万円	従 業 員 数	13人
主要製品名	一般衣料のクリーニング		
操 業 時 間	9：00-18：00	休　業　日	火・水曜日
水質管理責任者	品質管理部△△担当　TEL:048-○○○-××××（担当：三郷　花子）		

（9）　添付図面

図－１　工場又は事業場の付近の見取り図
付近の目標物などを記入すること。

図－２　工場又は事業場の建物の配置図
事務所などの位置も記入すること。

図－３　特定施設等主要機器の配置図
主要機器や特定施設、汚水処理施設の配置を記入し、特定施設及び排水口にあっては、別紙１及び別紙４で付した通し番号を記入すること。この図中には、特定施設及びその排水の経路を赤色実線で記入し、処理施設を青色実線、上水の給水経路を青色破線で記載すること。

図－４　特定施設の構造図
特定施設の仕様・寸法が分かるよう記載する。当該設備のカタログ添付でもよい。

図－５　特定施設の操業系統図
特定施設における主な作業の流れ図を描くこと。また、この図中には、発生汚水の水量及び水質を記入すること。

図－６　汚水処理施設の構造図
処理施設の仕様・寸法が分かるよう記載する。当該設備のカタログ添付でもよい。

図－７　汚水処理の系統図
汚水処理における主な作業の流れ図を描くこと。また、この図中には、処理前後の水量、水質を記入すること。

（１０）　保存図面

様式第１３「水質測定記録表」
届出時には提出不要だが、当様式を利用して定期的に水質を記録して保存しておくこと。

図－１　付近の見取り図

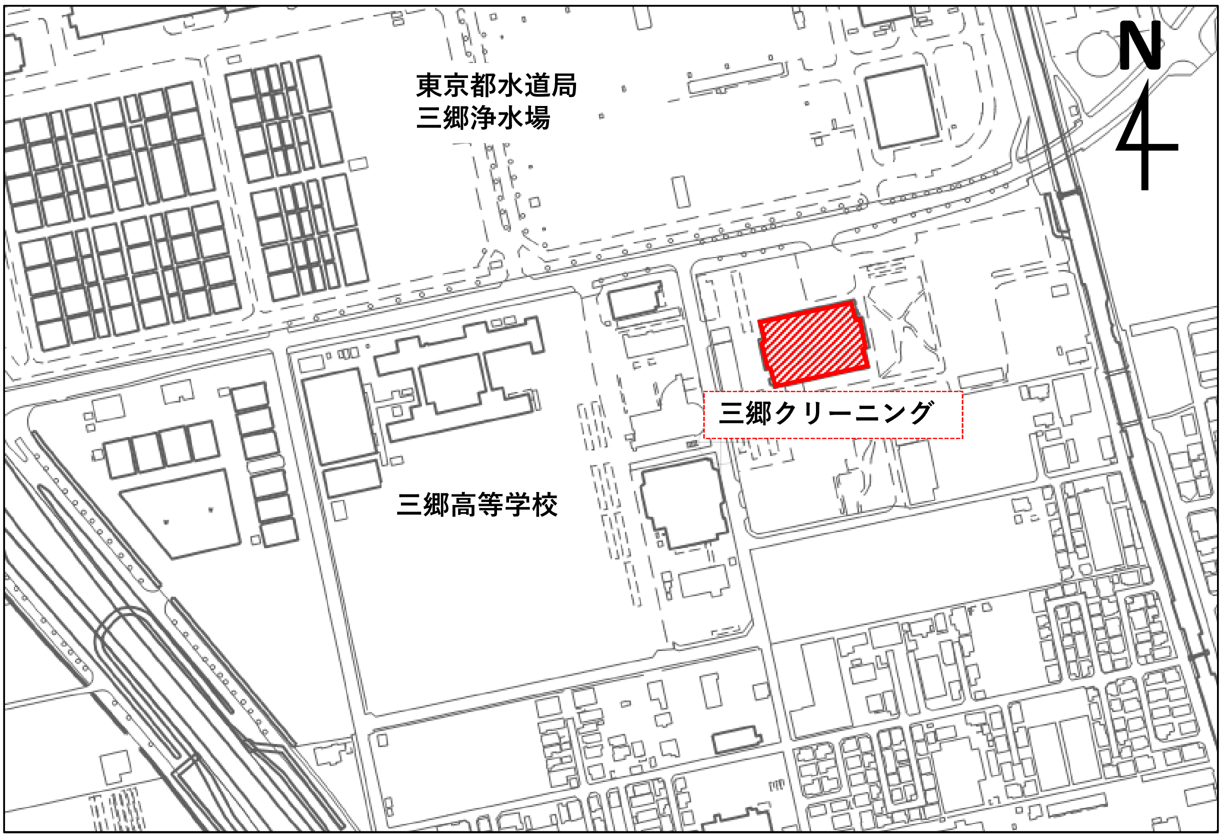

図－２　建物の配置図

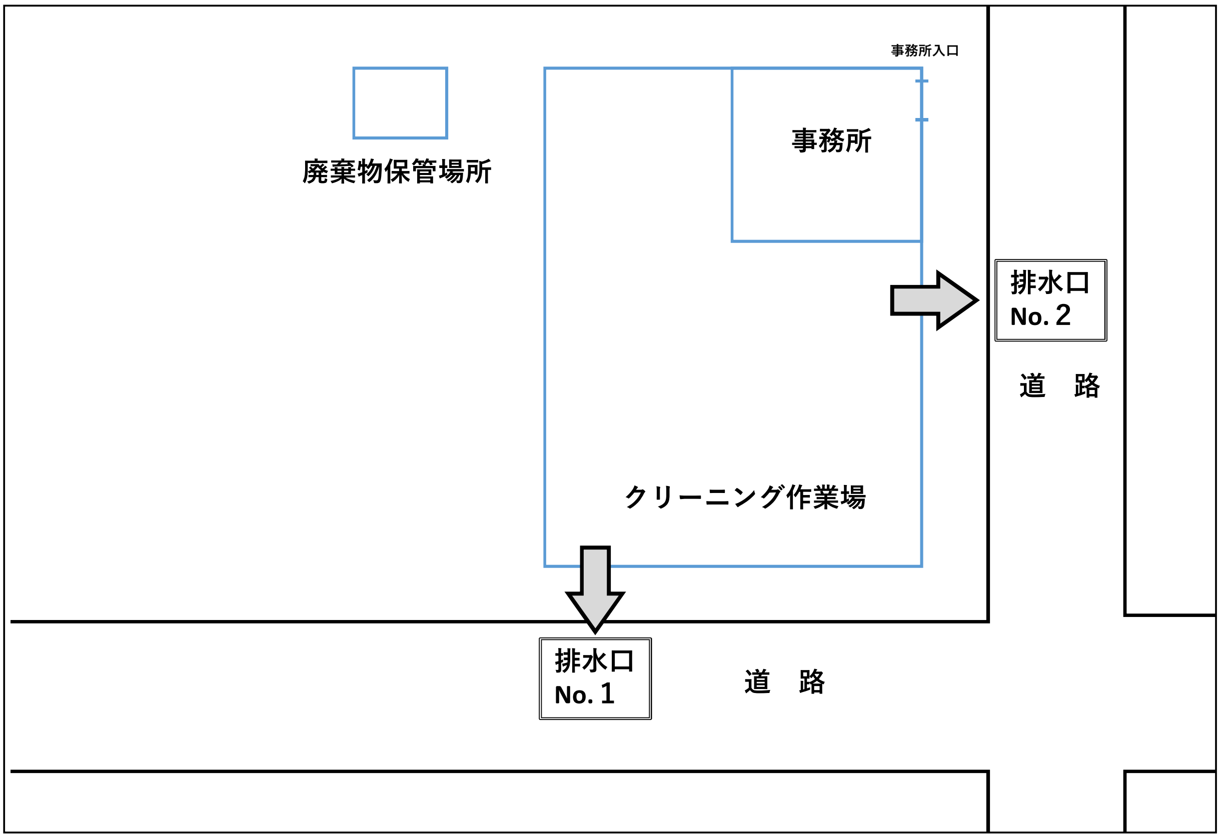

図ー３　特定施設等主要機器の配置図

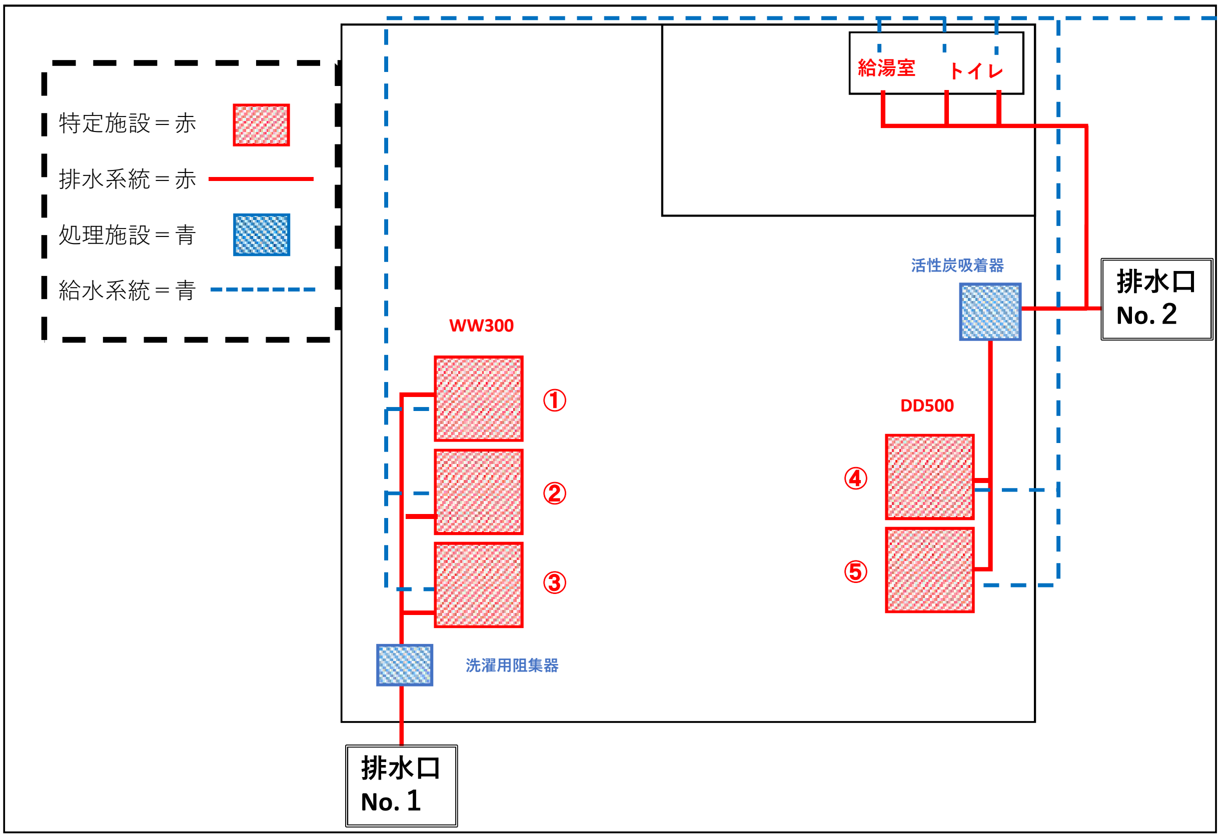

図ー４　特定施設の構造図

特定施設①～③
全自動洗濯機
WW300　構造図

機種名	WW300
主要寸法	縦181cm×横133cm×奥行き130cm
○●	能力など
×△	

※カタログ添付でも可

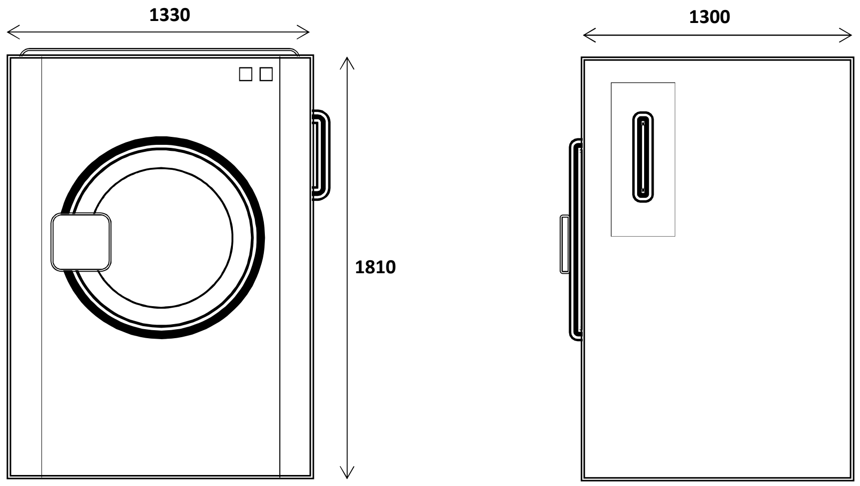

図－５　特定施設の操業系統図

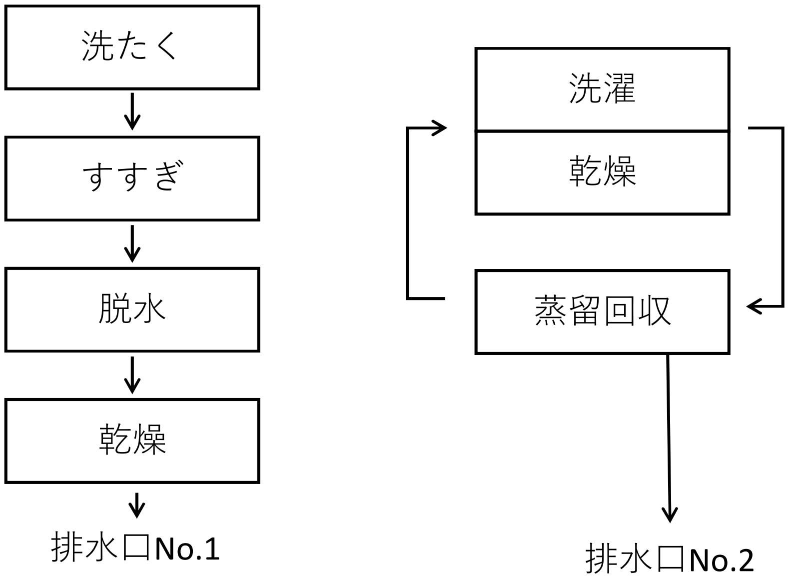

水量	60m3／日
pH	7.0mg/l
BOD	52.0mg/l
SS	200mg/l

水量	3m3／日
pH	8.0mg/l
BOD	88.0mg/l
SS	120mg/l

※系統毎に排出される
処理前の水質を記入

図－６　汚水処理施設の構造図

処理施設
洗濯用阻集器
構造図

機種名	TGランドリー
主要寸法	縦60cm×横107cm×奥行き50cm
○●	能力など
×△	

※カタログ添付でも可

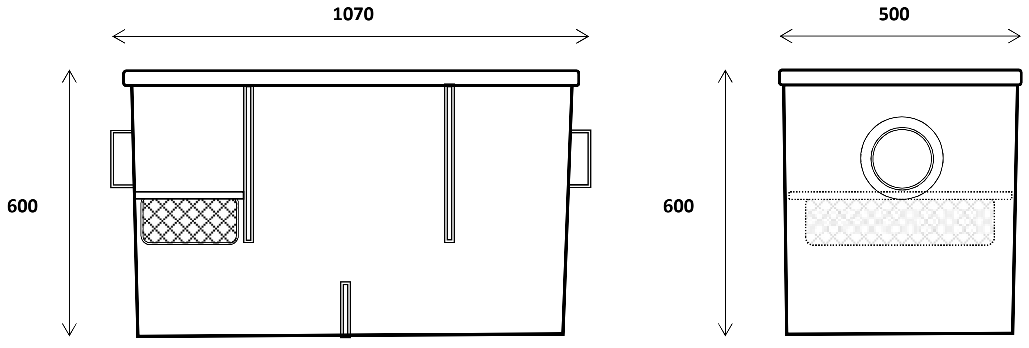

図－７　処理施設の操業系統図

操業系統No.1

水量	60m3／日
pH	7.0mg/l
BOD	52.0mg/l
SS	200mg/l

↓

洗濯用阻集器

↓

水量	60m3／日
pH	7.0mg/l
BOD	26.0mg/l
SS	100mg/l

排水口No.1

操業系統No.2

水量	3m3／日
pH	8.0mg/l
BOD	88.0mg/l
SS	120mg/l

↓

活性炭吸着器

↓

水量	3m3／日
pH	8.0mg/l
BOD	44.0mg/l
SS	60mg/l

排水口No.2

※図－５「特定施設の操業系統図」の水質と同じ値を記入

※別紙４「下水の量及び水質」と同じ値を記入

様式第十三

水　質　測　定　記　録　表

測定年月日及び時刻	測定場所		除害施設の使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量（m3/日）				温度(℃)	pH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	
R○/4/×	排水口 No.1	33	67：洗浄施設 9-18時運転	三郷花子	○×分析センター	25	7.1	28	120	
R○/4/△	排水口 No.1	30	67：洗浄施設 9-18時運転	三郷花子	○×分析センター	22	7.8	23	110	

備考

１　採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

２　ダイオキシン類についての測定の記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号）第 9 条に規定するところにより２，３，７，８－四塩化ジベンゾーパラージオキシンの量に換算した数値で行なうこと。

届 出 様 式

様式第四（第六条関係）

公共下水道使用開始（変更）届

年　　月　　日

三郷市長　あて

住所

申請者　氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

電話番号

次のとおり公共下水道の使用を開始（変更）するので届け出ます。

排除場所			排出口数	
排出汚水の水量又は水質	水量	月平均　　立方メートル　日最大　　立方メートル		
	水質	下記のとおり		
開始（変更）年月日	年　　月　　日			
処理方法			施設名称	

記

排出口					単　位
月量 / 項目	㎥	㎥	㎥	㎥	
温度					度
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量					mg／ℓ
水素イオン濃度					水素指数
生物化学的酸素要求量					５日間 mg／ℓ
浮遊物質量					mg／ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量					
鉱油類含有量					mg／ℓ
動植物油脂類含有量					mg／ℓ
窒素含有量					mg／ℓ
燐含有量					mg／ℓ
沃素消費量					mg／ℓ
カドミウム及びその化合物					mg／ℓ
シアン化合物					mg／ℓ
有機燐化合物					mg／ℓ

鉛及びその化合物					mg／ℓ
六価クロム化合物					mg／ℓ
砒素及びその化合物					mg／ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物					mg／ℓ
アルキル水銀化合物					mg／ℓ
ポリ塩化ビフェニル					mg／ℓ
トリクロロエチレン					mg／ℓ
テトラクロロエチレン					mg／ℓ
ジクロロメタン					mg／ℓ
四塩化炭素					mg／ℓ
1,2-ジクロロエタン					mg／ℓ
1,1-ジクロロエチレン					mg／ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン					mg／ℓ
1,1,1-トリクロロエタン					mg／ℓ
1,1,2-トリクロロエタン					mg／ℓ
1,3-ジクロロプロペン					mg／ℓ
チウラム					mg／ℓ
シマジン					mg／ℓ
チオベンカルブ					mg／ℓ
ベンゼン					mg／ℓ
セレン及びその化合物					mg／ℓ
ほう素及びその化合物					mg／ℓ
ふっ素及びその化合物					mg／ℓ
1,4-ジオキサン					mg／ℓ
フェノール類					mg／ℓ
銅及びその化合物					mg／ℓ
亜鉛及びその化合物					mg／ℓ
鉄及びその化合物（溶解性）					mg／ℓ
マンガン及びその化合物（溶解性）					mg／ℓ
クロム及びその化合物					mg／ℓ
ダイオキシン類					pg／ℓ
※					
摘　要					

備 考

1 ※印のある欄は、下水道法施行令第 9 条の 9 第 1 項第 6 号に該当する項目について記載すること。

2「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。

3 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

様式第5(第6条関係)

公共下水道使用開始届

年　月　日

公共下水道管理者
三郷市長　　　あて

申請者
住所
氏名又は名称及び法人に
あってはその代表者の氏名
電話番号

次のとおり公共下水道の使用を開始するので、届け出ます。

排除場所		排水口数	
開始年月日	年　月　日	特定施設の種類	

備考

1　「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第二に掲げる号番号及び名称を記載すること。

様式第６（第８条関係）

特定施設設置届出書

年　月　日

公共下水道管理者
三郷市長　　　　　　　あて

申請者
住所
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
電話番号

下水道法第１２条の３第１項（下水道法第２５条の１０において準用する同法第１２条の３第１項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
特定施設の種類		※整理番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり	※受理年月日	年　月　日
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり	※施設番号	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり	※審査結果	
△下水の量及び水質	別紙のとおり	※備考	
△用水及び排水の系統	別紙のとおり		

備考

１　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
２　※印の欄には、記載しないこと。
３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第７(第９条関係)

特定施設使用届出書

年　　月　　日

公共下水道管理者

三郷市長　　　　　　　　あて

申請者

住所

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

電話番号

下水道法第１２条の３第２項（下水道法第２５条の１０において準用する同法第１２条の３第２項）

下水道法第１２条の３第３項（下水道法第２５条の１０において準用する同法第１２条の３第３項）

の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
特定施設の種類		※整理番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり	※受理年月日	年　月　日
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり	※施設番号	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり	※審査結果	
△下水の量及び水質	別紙のとおり	※備考	
△用水及び排水の系統	別紙のとおり		

備考

１　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

２　※印の欄には、記載しないこと。

３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第８(第１０条関係)

特定施設の構造等変更届出書

年　月　日

公共下水道管理者
三郷市長　　　　　あて

申請者
住所
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
電話番号

下水道法第１２条の４（下水道法第２５条の１８第１項において準用する同法第１２条の４）の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
特定施設の種類		※整理番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり	※受理年月日	年　月　日
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり	※施設番号	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり	※審査結果	
△下水の量及び水質	別紙のとおり	※備考	
△用水及び排水の系統	別紙のとおり		

備考
１　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
２　※印の欄には、記載しないこと。
３　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照されるものとすること。
４　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第１０(第１２条関係)

氏名変更等届出書

年　月　日

公共下水道管理者
三郷市長　　　　あて

申請者
住所
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
電話番号

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、下水道法第１２条の７（下水道法第２５条の１８第１項において準用する同法第１２条の７）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年　月　日
変更年月日		年　月　日	※施設番号	
変更の理由				
※備考				

備考
1　※印の欄には、記載しないこと。
2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第１１(第１２条関係)

特定施設使用廃止届出書

年　月　日

公共下水道管理者
三郷市長　　　　　あて

申請者
住所
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
電話番号

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第１２条の７（下水道法第２５条の１８第１項において準用する同法第１２条の７）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
特定施設の種類		※整理番号	
特定施設の設置場所		※受理年月日	年　月　日
使用廃止の年月日	年　月　日	※施設番号	
使用廃止の理由		※審査結果	
※備考			

備考
１　※印の欄には、記載しないこと。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第１２(第１３条関係)

承　　継　　届　　出　　書

年　　月　　日

公共下水道管理者

三郷市長　　　　　　　　あて

申請者

住所

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

電話番号

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第１２条の８第３項（下水道法第２５条の１８第１項において準用する同法第１２条の８第３項）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				
工場又は事業場の所在地				
特定施設の種類			※整理番号	
特定施設の設置場所			※受理年月日	年　月　日
承継の年月日		年　月　日	※施設番号	
被承継者	氏名又は名称		※審査結果	
	住　所		※備考	
承継の原因				

備考
　１　※印の欄には、記載しないこと。
　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別 紙 添 付 様 式

別紙１

特定施設の構造

施設名：特定施設番号 （添付図中の番号）	（　　）	（　　）	（　　）
型式			
主要寸法			
能　力			
設置数			
工事着手予定年月日 工事完成予定年月日 使用開始予定年月日	年　月　日 年　月　日 年　月　日	年　月　日 年　月　日 年　月　日	年　月　日 年　月　日 年　月　日
その他参考事項			

関連図面：図－１「付近の見取り図」　　図－２「建物の配置図」
図－３「特定施設等主要機器の配置図」　　図－４「特定施設の構造図」

別紙２

特定施設の使用の方法

施設名：特定施設番号 （添付図中の番号）	（　　）	（　　）	（　　）
使用時間	時から　　時まで 連続・　　時間ごと （時間/日）	時から　　時まで 連続・　　時間ごと （時間/日）	時から　　時まで 連続・　　時間ごと （時間/日）
季節的変動の概要			
原材料の種類 １日当たり使用量 及び使用方法			
排水・残さ等の種類 及び処理方法			
その他参考事項			

関連図面：図－３「特定施設等主要機器の配置図」　　図－５「特定施設の操業系統図」

別紙３

汚水等の処理の方法

汚水処理施設名				
工事着手予定年月日 工事完成予定年月日 使用開始予定年月日		年　月　日 年　月　日 年　月　日	年　月　日 年　月　日 年　月　日	年　月　日 年　月　日 年　月　日
汚水処理設備概要	汚水処理方式			
	種類・形式			
	能力			
汚水処理施設の使用時間		時から　時まで 連続・　時間ごと （　時間/日）	時から　時まで 連続・　時間ごと （　時間/日）	時から　時まで 連続・　時間ごと （　時間/日）
季節的変動の概要				
汚水の処理に要する薬品等消耗資材の１日当たり用途別使用量				
残さの量及びその処理方法				
排除場所				
その他参考事項				

関連図面：図－３「特定施設等主要機器の配置図」　図－６「汚水処理施設の構造図」
図－７「汚水処理の系統図」

別紙４

下水の量及び水質

排水口番号						（参考）
下水排除量　（m3／日） 項　　目		平均	最大	平均	最大	下水排除 基　準
下 水 排 除 基 準 項 目	単位					許容限度
水温	℃					45 未満
アンモニア性窒素等含有量	mg/ l					380 未満
水素イオン濃度（ｐＨ）						5～9 未満
生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	mg/ l					600 未満
浮遊物質量（ＳＳ）	mg/ l					600 未満
ｎ－ヘキサン抽出物質含有量　鉱油類	mg/ l					5 以下
ｎ－ヘキサン抽出物質含有量　動植物油脂類	mg/ l					30 以下
窒素含有量	mg/ l					240 未満
燐含有量	mg/ l					32 未満
よう素消費量	mg/ l					220 以下
カドミウム及びその化合物	mg/ l					0.03 以下
シアン化合物	mg/ l					1 以下
有機燐化合物	mg/ l					1 以下
鉛及びその化合物	mg/ l					0.1 以下
六価クロム化合物	mg/ l					0.2 以下
砒素及びその化合物	mg/ l					0.1 以下
総水銀	mg/ l					0.005 以下
アルキル水銀化合物	mg/ l					不検出
ポリ塩化ビフェニル(ＰＣＢ)	mg/ l					0.003 以下
トリクロロエチレン	mg/ l					0.1 以下
テトラクロロエチレン	mg/ l					0.1 以下
ジクロロメタン	mg/ l					0.2 以下
四塩化炭素	mg/ l					0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/ l					0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/ l					1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ l					0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ l					3 以下
1,1,2－トリクロロエタン	mg/ l					0.06 以下
1,3－ジクロロプロペン	mg/ l					0.02 以下
チウラム	mg/ l					0.06 以下
シマジン	mg/ l					0.03 以下
チオベンカルブ	mg/ l					0.2 以下
ベンゼン	mg/ l					0.1 以下
セレン	mg/ l					0.1 以下
ほう素及びその化合物	mg/ l					10 以下
ふっ素及びその化合物	mg/ l					8 以下
フェノール類	mg/ l					5 以下
銅及びその化合物	mg/ l					3 以下
亜鉛及びその化合物	mg/ l					2 以下
鉄及びその化合物（溶解性）	mg/ l					10 以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/ l					10 以下
クロム及びその化合物	mg/ l					2 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/l					10 以下

別紙５

用途別用水使用量

用途区分	平均用水量(㎥/日)	最大用水量(㎥/日)	用水種別
			上水道・地下水 その他(　　　　)
			上水道・地下水 その他(　　　　)
			上水道・地下水 その他(　　　　)
			上水道・地下水 その他(　　　　)
合計			

その他参考事項

業　種　名		創業年月日	
資　本　金		従 業 員 数	
主要製品名			
操 業 時 間		休　業　日	
水質管理責任者			

様式第十三

水　質　測　定　記　録　表

測定年月日及び時刻	測　定　場　所		除害施設の使用状況	採水者	分析者	測　定　項　目				備　考
	名称	排水量（m3/日）								

備考

１　採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

２　ダイオキシン類についての測定の記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第１号）第９条に規定するところにより２，３，７，８－四塩化ジベンゾーパラージオキシンの量に換算した数値で行なうこと。

参　考　資　料

三郷市　下水道排除基準一覧表

項目（事業場別／排除量別）		排除基準	特定事業場（排水量：㎥／日　∞ 50 30 10）	その他の事業場（排水量：㎥／日　∞ 50 30 10）
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03以下		
	シアン化合物	1以下		
	有機リン化合物	1以下		
	鉛及びその化合物	0.1以下		
	六価クロム化合物	0.2以下		
	ひ素及びその化合物	0.1以下		
	水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下		
	アルキル水銀化合物	検出されないこと		
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003以下		
	トリクロロエチレン	0.1以下		
	テトラクロロエチレン	0.1以下		
	ジクロロメタン	0.2以下		
	四塩化炭素	0.02以下		
	1,2−ジクロロエタン	0.04以下		
	1,1−ジクロロエチレン	1以下		
	シス−1,2−ジクロロエチレン	0.4以下		
	1,1,1−トリクロロエタン	3以下		
	1,1,2−トリクロロエタン	0.06以下		
	1,3−ジクロロプロペン	0.02以下		
	チウラム	0.06以下		
	シマンジ	0.03以下		
	チオベンカルブ	0.2以下		
	ベンゼン	0.1以下		
	セレン及びその化合物	0.1以下		
	ほう素及びその化合物	10以下		
	ふっ素及びその化合物	8以下		
	ダイオキシン類	10以下		
	アンモニア性窒素等含有量	380未満		
	1,4−ジオキサン	0.5以下	10	
環境項目	クロム及びその化合物	2以下		
	銅及びその化合物	3以下		
	亜鉛及びその化合物	2以下		
	フェノール類	5以下		
	鉄及びその化合物（溶解性）	10以下		
	マンガン及びその化合物（溶解性）	10以下	50	50
	生物化学的酸素要求量（BOD）	600未満		
	浮遊物質（SS）	600未満	30 適用除外	30 適用除外
	水素イオン濃度（PH）	5超～9未満		
	n—ヘキサン抽出物質含有量　鉱油類含有量	5以下		
	n—ヘキサン抽出物質含有量　動植物油脂類含有量	30以下		
	窒素含有量	240未満		
	燐含有量	32未満		
	温度	45℃未満		
	よう素消費量	220未満		

（注）基準の単位はpH、温度（℃）、ダイオキシン類（pg−TEQ/ℓ、を除き㎎/ℓ
基準とする排水量は日平均で判定

（黄色）排除基準適用範囲（直罰）
（斜線）除害施設設置基準適用範囲（三郷市下水道条例）

クロム類からマンガン類の10㎥超50㎥未満の排除基準については、埼玉県「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例」による上乗せ基準が適用される。（下水道法施行令第9条の4）

下水道法による特定施設届出のしおり

令和３年１２月　発行
令和６年　４月　改訂

三郷市下水道課計画管理係
TEL 048-953-1111